

## 「東京都パートナーシップ宣誓制度」検討に係る有識者等ヒアリング結果

### 1 ヒアリング概要

- 対象者：有識者・当事者支援団体関係者13名（別紙のとおり）
- 実施時期：令和3年10月から同年11月まで

### 2 ヒアリング結果

#### (1) 総括（東京都に期待すること等）

- ・都の制度導入には、多くの人が期待を寄せているため、前向きに取り組んでほしい。また、国内外からの注目が集まるため、より良い制度設計のために、慎重かつ丁寧な議論が必要である。
- ・制度導入後の活用先の拡大や都民等の理解推進、制度の検証・改善が非常に重要。また、当事者にも継続的に活用先の発信や困りごとがないかの確認をお願いしたい。
- ・性的マイノリティの人権が最大限に尊重されるよう、都内区市町村や国、民間事業者とも連携してほしい。一方で、各区市が独自のパートナーシップ制度を導入済みであり、要件の異なる自治体をまたぐ相互利用の実現に向けて、区市等との丁寧な調整が必要である。
- ・パートナーシップ制度は性的マイノリティ関連施策の一つに過ぎないので、引き続き他の支援・普及啓発の推進をお願いしたい。

#### (2) 各論

##### ア 根拠規定について

- ・迅速に制度を導入するために要綱根拠が良いとの意見もあったが、議会での議論等を通して都民等の理解を推進し、制度を安定運用するために、条例根拠とすべきとの意見の方が多かった。

##### イ 届出方式について（公正証書の提出を求めることについて）

- ・制度の信頼性の確保や活用先の拡大の観点から、公正証書の提出を求めるべきとの意見もあったが、法律婚と同様、当事者の二人の宣誓（届出）のみとする方が望ましいという意見の方が多かった。
- ・公正証書の作成には法律の知識や数万円程度の費用を要することからハードルが高い、法律婚では不要な書類を行政から要求されることを差別的と感じる当事者もいるとの指摘もあった。

## ウ 対象者について

### (ア) 双方又はどちらか一方が性的マイノリティとすることについて

- ・法律婚が可能な者（戸籍上の性別が異性である場合）を対象に含めなくて良いとの意見もあったが、できる限り対象者を広げてほしいので、双方又はどちらか一方が性的マイノリティであれば対象とした方が良いという意見の方が多かった。なお、性的マイノリティを要件とせず、誰でも利用可能な制度としてほしいという意見もあった。
- ・性的マイノリティのパートナー同士で養子縁組をしている場合は、パートナーシップ制度の対象者に含めてほしいとの意見もあった。

### (イ) 別居可とすることについて

- ・周囲の偏見や仕事の都合等で同居できない当事者も多いことから、別居している場合でもパートナーシップ制度の対象者に含めてほしいとの意見があった。

### (ウ) 在勤・在学者を対象とすることについて

- ・東京都は昼夜間人口比率が高いこと等から、都内在勤・在学者も対象とした方が良いとの意見があった。

## エ 手続等について

### (ア) 手続のオンライン化について

- ・アウトティング対策等のためにオンライン手続は有効との意見があった。一方で、役所に書類を提出することを人生の節目のイベントとして捉える方や高齢者等でオンライン対応ができない方等のために、対面手続も選択できた方が良いとの意見もあった。
- ・制度利用者の性自認や性的指向といった機微な個人情報を取り扱うことから、オンライン手続とした場合の個人情報の管理について、都の直営で管理する等、十分に留意が必要との指摘もあった。

### (イ) 証明書について

- ・直近の日付の証明書の提示を求められる場合があるため、証明書の再発行の仕組みが必要との意見があった。
- ・事故や災害時にも提示しやすいよう、携帯性の高い証明書が良いとの意見があった。証明書の形態については、プラスチック等、損傷しにくい素材のカード型を求める意見があった。一方で、紛失の懸念があることからスマートフォン等で表示できるものを求める意見もあった。
- ・パートナー関係にあった二者のうち一方が死亡した後も、保険の手続き等で証明書が必要との指摘もあった。

### (ウ) 不正・虚偽等への対応について

- ・不正・虚偽等の防止策として、発生時の対応を規定しておく必要性を指摘する声があった。一方で、パートナーシップ制度は法的効果を生じさせないものであることから、過分に厳しい対応は不要との意見もあった。

## オ 活用を希望する分野等

- ・特に医療・住宅の分野において、パートナーシップ制度利用者を、法律婚や事実婚（事実上婚姻関係と同様の事情にある者）と同様に扱ってほしいとの意見があった。
- ・制度導入後、各分野の現場レベルまで、パートナーシップ制度を理解した上での対応が徹底されるような普及啓発活動が重要との意見があった。
- ・制度利用者が活用できるサービスに関する最新情報を定期的に発信する等により、行政と当事者が継続的な関係を確立し、困りごとが無いかな等を把握できると良いとの意見があった。
- ・東京都の性的マイノリティ支援の姿勢を示すためにも、都職員向け福利厚生への適用も重要との意見があった。

## カ 子供に関すること

- ・子供のいる当事者カップルを中心に、安心安全に子育てできるよう、子と、その親のパートナーとの関係も含め、家族関係にあることの証明書の発行を期待する声が上がっているとの意見があった。
- ・子を含めた家族関係を証明する場合、親権・養子縁組・里親制度との関係性、子供の人権・意思の尊重等について慎重に検討を進める必要があるとの意見もあった。

## キ 他の自治体との相互利用について

- ・制度利用者の利便性向上のため、都とパートナーシップ制度導入済み自治体とで、手続の共通化や証明書の相互利用を可能としてほしいとの意見があった。
- ・自治体ごとに要件や手続が異なるため、相互利用に当たっては、慎重な調整が必要との意見もあった。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」検討に係る有識者等ヒアリング  
有識者等一覧

(敬称略・五十音順)

所属	氏名
一般社団法人 にじーず 代表	遠 藤 ま め た
一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(通称:LGBT法連合会) 事務局長 / 一橋大学大学院社会学研究科 客員准教授	神 谷 悠 一
一般社団法人 LGBT理解増進会 代表理事	繁 内 幸 治
特定非営利活動法人 東京レインボープライド 共同代表理事	杉 山 文 野
日本大学危機管理学部 准教授	鈴 木 秀 洋
弁護士	中 川 重 徳
渋谷男女平等・ダイバーシティセンター<アイリス> 職員	永 田 龍 太 郎
大阪府立大学人間社会システム科学研究科 教授	東 優 子
宝塚大学看護学部 教授	日 高 庸 晴
特定非営利活動法人 グッド・エイジング・エールズ 代表 / プライドハウス東京 代表	松 中 権
特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ 代表・理事長	村 木 真 紀
認定特定非営利活動法人 ReBit 代表理事	薬 師 実 芳
東京都にパートナーシップ制度を求める会 代表	山 本 そ よ か